

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、お客さま、取引先、地域社会、従業員など当社グループを取り巻くステークホルダーに対する責任を果たすため、事業を通じた社会課題への取り組みにより、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。その実現に向けて、経営の健全性・透明性を確保するとともに、意思決定の迅速化に資するガバナンス体制の構築に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有に関する方針】

(1) 政策保有株式に関する方針

中長期的な事業戦略上の重要性や取引先との関係強化、安定した資金調達環境の維持という観点から当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合に保有します。

また、個々の保有株式が保有目的に照らして適正かどうかの検証に加え、保有に伴う便益やリスク、資本コスト等の定量的な検証を定期的に行い、結果を取締役に報告します。

その保有意義や効果が乏しいと判断される銘柄については、適宜株価や市場動向その他考慮すべき事情に配慮しつつ売却を行います。

(2) 議決権行使に関する方針

保有すると判断した株式に関する議決権の行使については、当社グループの株主価値の向上に資するか、当社の株式保有目的に照らして適正かなどを個別に判断したうえで、すべての議案に対して議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

役員や主要株主等関連当事者との全ての取引について、取引の規模及び重要性に応じて、社内規程に従い、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの審査を経たうえで、必要な決裁を経て実施しております。また、取締役の利益相反取引につきましては、法令及び「取締役会規程」に基づき、取締役会において承認を得ることとしております。(ただし、店頭商品の購入など、当該取引が一般消費者としての通常取引であり、会社及び株主共同の利益を害するものではない場合を除きます。)取引が生じた場合は、法令に基づきその内容を有価証券報告書にて開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員が受入社員のみであり、社員は原籍会社の退職給付制度が適用されています。また、当社グループ各社の退職給付制度は、概ね確定拠出年金と一時金であり、企業年金のアセットオーナーとしては一部に限られております。

確定拠出年金においては、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供他、入社時には説明を行い運用の確認を行っています。また、企業年金のアセットオーナーとしてもスチュワードシップコードに対応した機関に運用を委託しつつ、経験豊富な担当者を配置し、適切に運営を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社グループは、東急グループ各社が共有するグループ理念に立脚した事業活動を展開していく中で、「進取の精神で社会課題を見据え、理想と理念を兼ね備えた事業で解決する」ことを事業精神とし、「挑戦するDNA」や「お客さまへの思い」を継承しつつ、グループの多様性を武器に環境の変化に適応することで、新たな価値創造に取り組んでまいりました。今後とも、この「変わらぬ思いで、変えていく」姿勢を貫き、グループ一丸となって変化を先取りして果敢に挑み、変わりゆく時代への挑戦を続けてまいります。詳細は、当社ホームページに掲載しております「トップメッセージ」をご参照ください。

「トップメッセージ」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/about/message/>

「トップメッセージ」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/about/message/>

「グループ理念」: <https://www.tokyu.co.jp/company/about/>

2017年5月に開示しておりますValue Frontier 2020 価値を創造し続ける企業グループへ STAGE2「中期経営計画2017-2020」は以下をご参照ください。

「中期経営計画」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/mgtpolicy/plan/>

また、当社グループの歩みや事業活動における価値創造の全体像をステークホルダーにご理解いただくことを目的として、「統合報告書」を発行しております。

「統合報告書」: <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/library/annualreport/>

「統合報告書」(英文): <https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/library/annualreport/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、1. 基本的な考え方】をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針および手続き

当社の取締役及び監査役の金銭報酬については、2014年6月26日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬額を600百万円以内、監査役の報酬額を年額120百万円以内と定めており、賞与についてもその範囲内で支給することとしております。また、株式価値と取締役報酬との連動性をより明確にし、株価変動による利益・リスクを株主と共有するため、2017年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度については社外取締役を除く取締役及び委任契約を締結している執行役員に対し、1年あたり17万株を上限とする株式交付信託を設定しております。

役員報酬の決定にあたっては、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めるような報酬体系を目指しております。具体的には、総報酬における変動報酬の割合を一定比率確保し、中期経営計画に掲げた各種経営指標の達成度や、計画達成の為に貢献度、ESGへの取り組み等を総合的に勘案し決定いたします。具体的な報酬の決定方法は、株主総会で承認された金額の枠内で、取締役報酬は指名・報酬委員会への諮問の結果を受けて取締役会で決定し、監査役報酬は監査役間の協議により決定しております。

役員の報酬体系(社外取締役、非業務執行取締役を除く)については、日々の業務執行の対価としての固定報酬と、単年度実績及び経営計画の達成度を踏まえた業績連動報酬並びに、株価変動によるメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献を高める株式報酬から構成されています。また、役員報酬水準(社外取締役、非業務執行取締役を除く)については、代表取締役社長の報酬水準を決定した上で、一定の役位格差に基づき、その他の取締役及び監査役の報酬水準を決定します。代表取締役社長の報酬水準(金銭報酬+株式報酬)については、中期経営計画で目標指標として採用している連結営業利益をKPIとし、原則として前連結会計年度の営業利益の0.1%を目安としています。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者の選定においては、取締役としてふさわしい人格、識見を有することや、職務遂行にあたり健康上の支障がないことを前提とします。また、取締役会がジェンダーや国際性の面などを含む多様性を確保した体制となるよう、全体のバランスに配慮いたします。

社内出身の取締役としては、中長期経営計画における経営指標達成等を見据え、知見や判断力のある人材を候補者として選定しております。

社外取締役としては、良識的かつ客観的な視点を持ちながら、経営、法務、財務、会計などの出身分野における豊富な経験も有し、独立した立場から成長戦略やガバナンスの充実に係る問題提起や議論ができる人材を候補者として選定しております。社外取締役候補者の選定にあたっては、当社のほかに5社を超える上場会社の取締役、監査役又は執行役を兼任しないことを前提といたします。

なお、経営陣幹部の選任と取締役候補者の選定については、毎年、委員長を独立社外取締役とする任意の諮問機関「指名・報酬委員会」に諮問の上、取締役会にて決定しております。

経営陣幹部の解任については、役員規程に定める内容に違反するなど経営幹部として不正・不当な行為があった際、または、経営幹部としての適格性を著しく欠くと認められる場合、「指名・報酬委員会」に諮ったうえで、取締役会にて必要な対応を審議・決定することとしております。

また、監査役については、監査役としてふさわしい人格を有することや、健康上の支障がないことに加え、監査業務に必要な知見を有する人材を監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において候補者として選定しております。

(5) 選解任・指名についての説明

取締役・監査役の選任理由については、第7回定時株主総会招集ご通知、第6回定時株主総会招集ご通知及び第4回定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

「第7回定時株主総会招集ご通知」：https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/H_amg2020_1.pdf

「第7回定時株主総会招集ご通知」(英文)

：https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/H_amg2020_1.pdf

「第6回定時株主総会招集ご通知」：https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/H_amg2019_1.pdf

「第6回定時株主総会招集ご通知」(英文)

：https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/H_amg2019_1.pdf

「第4回定時株主総会招集ご通知」：https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/H_amg2017_1.pdf

「第4回定時株主総会招集ご通知」(英文)

：https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/ir/stockandbond/generalmeeting/pdf/H_amg2017_1.pdf

また、取締役・監査役の解任については、必要な説明を行う方針です。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、これに基づき経営方針や事業計画、大規模な投資計画など、当社グループの経営に関わる重要事項の意思決定を行っております。

上記の重要事項以外の業務の執行及びその決定については、グループ経営会議等の下位の会議体及び当該業務を担当する役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社のコーポレートガバナンス上、独立社外取締役については、経営等における豊富な経験と高い見識・人格のみならず、当社グループの幅広い事業領域とそのもたらす価値を理解し、広範かつ高度な視点から助言いただくと同時に、業務執行者から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが重要と認識しております。

事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、各事業分野、経営企画、人事、財務・会計等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実に係る問題提起を行うことができる独立社外取締役により取締役会を構成することが好ましいと考えております。現在、独立社外取締役の構成比率は約31%ですが、今後3分の1以上の比率としていく方向で検討を続けております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員としての独立性基準に加え、過去3事業年度のいずれかにおいて、以下の基準のいずれにも該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- (1) 当社の連結売上上の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (2) 当社が売上上の2%以上を占める取引先の業務執行者
- (3) 当社の連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- (4) 出資比率10%以上の当社の主要株主及び出資先の業務執行者
- (5) 当社から役員報酬以外に年間100万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (6) 当社および連結子会社の取締役等の配偶者または2親等以内の親族

【補充原則4-11-1】

取締役候補者の決定に際しては、当社グループの幅広い事業領域において、各分野の経営に強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。

当社グループの幅広い事業領域に照らし、取締役の人数は現在の体制である13名程度が適切と考えておりますが、今後ガバナンス体制強化に向けた独立社外取締役の増員等により変動する可能性があります。

なお、経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名については、毎年独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。

【補充原則4-11-2】

毎年の定時株主総会招集ご通知において、重要な兼職の状況を記載しております。株主総会招集ご通知は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

「株主総会関連情報」：<https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/stockandbond/generalmeeting/>

【補充原則4-11-3】

毎年取締役会の実効性評価を実施し、各取締役・監査役から挙げた実効性についての評価や意見を取締役会で報告、共有しております。一層の実効性向上を図るために見直すべき課題については、毎年の実効性評価において改善状況を継続的に検証しております。2019年度より、顧問関係のない弁護士による第三者評価を開始し、「実効性を高めるための継続的な取り組みが評価され、実効性が向上している」との結果を得ておりますが、引き続きさらなる実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に求められる役割と責務について理解を促進するため、事業・財務・組織・コンプライアンス等に関する必要な知識のほか、取締役・監査役として身につけておくべき教養に関する必要な知識を取得するため、企業経営者を対象とした外部研修、セミナー等の機会を提供しています。また、社外役員に対しては、当社グループの理解促進のため、経営戦略や事業内容について就任時や就任後も適宜説明を行うこととしております。また、毎年1回、法令やESG関連などの今後の経営に資する知見を高めるための役員研修を自社で開催しており、2019年度は環境問題をテーマに取り上げて実施いたしました。

【原則5-1 株主との対話方針】

株主との建設的な対話を促進するため、当社はIR活動を積極的に行っています。取組みや方策等、詳細についてはIRポリシーをご参照ください。

「IRポリシー」：<https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/policy/>

なお、当社グループにおけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項等については、当社ホームページにも掲載しておりますのであわせてご参照ください。

「コーポレートガバナンス・コード」：<https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/about/governance/>

「コーポレートガバナンス・コード」(英文)：<https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/english/about/governance/>

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話に取り組んでいます。個別面談のほか、機関投資家、アナリスト向け説明会や個人投資家向け説明会を定期開催するなど、社長・担当役員・担当部門による対話に積極的に取り組んでいます。対話から得られた株主・投資家の皆さまの意見を取締役会などに定期報告し、経営の改善に活かしていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東急株式会社	114,379,190	15.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	60,437,800	8.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	60,008,050	8.34
三井住友信託銀行株式会社	16,008,200	2.22
第一生命保険株式会社	14,918,577	2.07
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	12,524,671	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	11,697,000	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,919,200	1.52
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	10,612,897	1.47
STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED - PENSION FUNDS	9,250,500	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
壺岐 浩一	他の会社の出身者													
貝阿彌 誠	弁護士													
新井 佐恵子	公認会計士													
小笠原 倫明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
壺岐 浩一			同氏は、過去において業務執行者であった第一生命グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般の幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。 また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定いたしました。

貝阿彌 誠			<p>同氏は、裁判官及び弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に顧問契約はなく、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
新井 佐恵子			<p>公認会計士としての会計に関する豊富な知見に加え、CFOとして企業経営に携わるなど幅広い業務経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
小笠原 倫明			<p>行政分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、社外取締役として、主に客観的立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役の選任・報酬の決定について手続きの客観性・透明性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として設置されており、委員長は独立社外取締役壺岐浩一であります。「取締役候補者および執行役員」の指名に関する事項、「取締役および執行役員」の報酬等に関する事項等については、同委員会に諮問の上で取締役会において決議しております。指名・報酬委員会の構成員は以下の4名で、うち2名が社外取締役であります。

独立社外取締役 壺岐 浩一
 独立社外取締役 貝阿彌 誠
 取締役会長 金指 潔
 取締役社長 西川 弘典

なお、2019年度の開催回数は2回で、委員の出席率は100%であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)より定期的に、また随時報告を受け、意見交換を行うなど、連携した体制を取っております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査役は内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するため、監査役会において内部監査部門からの定期的報告を受けることとしております。

常勤監査役は、別途内部監査部門から個別の各業務報告を中心とした定期的報告を受けることとしております。

(三様監査の連携状況)

当社グループの健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)相互の連携を以って推進してまいります。

また、三様監査の実効性を高めるため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めてまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野 友靖	他の会社の出身者													
武智 克典	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 友靖			<p>同氏は、過去において業務執行者であった第一生命グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般の幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、社外監査役として、主に客観的立場による経営監視等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定しております。</p>

武智 克典		<p>同氏は、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、当社との間に顧問契約はございません。</p> <p>同氏は税理士法第51条に基づく通知税理士として税理士業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>また、同氏は、社外監査役として、主に客観的立場による経営監視等の役割を担っており、一般株主との利益相反が生じることが想定されないことから、独立役員として指定しております。</p>
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

株式価値と取締役報酬との連動性をより明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主と共有するため、社外取締役を除く取締役および委任契約を締結する執行役員を対象とする株式報酬制度を導入しております。なお、本株式報酬制度により交付する株式には、交付時より3年間の譲渡制限期間を設定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

2019年度において、取締役に支払った報酬等の総額は、239百万円であり、うち社外取締役に支払った報酬等の総額は43百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の金銭報酬については、2014年6月26日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬額を600百万円以内、監査役の報酬額を年額120百万円以内と定めており、賞与についてもその範囲内で支給することとしております。また、株式価値と取締役報酬との連動性をより明確にし、株価変動による利益・リスクを株主と共有するため、2017年6月28日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しております。株式報酬制度については社外取締役を除く取締役及び委任契約を締結している執行役員に対し、1年あたり17万株を上限とする株式交付信託を設定しております。

役員報酬の決定にあたっては、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めるような報酬体系を目指しております。具体的には、総報酬における変動報酬の割合を一定比率確保し、中期経営計画に掲げた各種経営指標の達成度や、計画達成の為の貢献度、ESGへの取り組み等を総合的に勘案し決定いたします。具体的な報酬の決定方法は、株主総会で承認された金額の枠内で、取締役報酬は指名・報酬委員会への諮問の結果を受けて取締役会で決定し、監査役報酬は監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの理解促進のため、経営戦略や事業内容について就任時に説明を行うことといたします。加えて、社外監査役に対しては業務執行者から独立した組織である監査役室が監査役の監査業務の円滑な遂行をサポートしております。また、社外取締役に対しては取締役会事務局（グループ総務部）等から適宜情報の提供を行うほか、随時要望に応じて情報提供を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 名

その他の事項 更新

当社には、相談役・顧問の制度がありますが、2020年6月現在、元代表取締役社長等である相談役・顧問等に該当する者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(現状のコーポレート・ガバナンス体制)

当社では、取締役会を株主総会に次ぐ経営上の最高意思決定機関と位置づけしており、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより当社の経営方針及び当社グループの業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務の執行を監督してまいります。取締役会は、取締役で構成され、原則として定例取締役会を月に1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。

監査役は、株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行を監査してまいります。監査役会は、監査役で構成され、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、法令、定款に従い監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づき監査意見を形成してまいります。なお、監査役のうち2名が社外監査役であります。

当社は、ステークホルダーに対する責任を果たすため、事業を通じた社会課題への取り組みにより、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っており、その実現に向けて、経営の健全性・透明性を確保するとともに、意思決定の迅速化に資するガバナンス体制の構築に取り組んでおります。

(業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス)

(1) グループ経営会議の設置

グループ経営方針、経営戦略及びグループマネジメントに関する重要な計画案・実施案の審議・協議及び報告並びに子会社の重要な投資計画案・実施案及び事業戦略案の審議・協議及び報告機関として、グループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、取締役会長・副会長・社長、取締役以下、執行役員等で構成され、原則月1回開催しております。

(2) 指名・報酬委員会の設置

取締役の選任・報酬の決定等について手続きの客観性・透明性を高めることを目的に取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員長は、独立社外取締役の中から取締役会の決議により選定し、また委員のうち半数以上を独立社外取締役としております。

(3) 執行役員の選任

経営機能と業務執行機能を分離し、経営の効率化、意思決定の迅速化等を目的として、執行役員制度を導入しております。

(4) 取締役の任期

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を1年にしております。

(監査役の機能強化)

監査役員数に占める社外監査役の比率を半数としており、取締役会への出席に加え、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査いたします。

また、監査職務を円滑に執行することを目的として、監査役の職務を補助すべき使用人として取締役から独立した監査役室を設置しております。更に、前述の通り、監査役は内部監査部門又会計監査人と緊密な連携をとって、監査の実効性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。上述の通り監査役は、監査役員数に占める社外監査役の比率を半数としており、取締役会への出席に加え、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧、財産の状況の調査等を通じ、取締役・執行役員の職務執行を厳正に監査し、内部監査部門及び会計監査人もも密接な連携を図っております。これにより適正な監査を実施してまいります。

また、広範な事業領域において多岐に亘る事業活動を行っている当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、社外取締役を登用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第1回定時株主総会(2014年6月)から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム(東証プラットフォーム)に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第1回定時株主総会(2014年6月)から実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、参考資料、適時開示資料、決算説明会資料を掲載し、決算説明会資料については、説明会における説明内容も合わせて掲載しています。(URL https://www.tokyu-fudosan-hd.co.jp/ir/library/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部IR室に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、各社の担当役員で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、コンプライアンス経営、環境マネジメントや社会貢献活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程において、すべてのステークホルダーに対し、平等・適時・適切な情報開示を行い、当社の経営状況及び企業活動についての正しい評価と理解を得るよう努める旨を定めております。
その他	「サステナビリティ委員会」において、女性の活躍機会の拡大や登用をはじめとした人材の多様性について、継続的に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、グループの持続的発展と企業価値の恒常的成長を図るために、コンプライアンス経営を徹底し、業務の適正を確保しながら、効率性・有効性を高めて業績の目標など経営課題を達成し、適切な情報開示を実践することを目的として、取締役会等機関、経営者及び従業員等、全てのグループ構成員が内部統制システムの整備・運用に取り組むこととしております。

また、監査役は、内部統制システムの整備状況を監視し、検証しております。

(内部統制システムの整備状況)

(1) 東急不動産ホールディングスグループ行動基準

当社グループは、法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的として、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」を定め、全役員に内容の理解と基準に即した行動を求めてまいります。

(2) 取締役の職務執行に関する体制

経営の組織的・効率的推進を目的とし業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」や「決裁規程」に則り適切な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会及びグループ経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。さらに、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化並びに業務の効率性を確保しております。

(3) コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンス部門を設置し、全役員に対する啓蒙を含め、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」に即したコンプライアンス経営の徹底に努めてまいります。

具体的には、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」実践のために、コンプライアンス規程に基づく細則である「東急不動産ホールディングスグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、役員に案内のうえ、定期的にコンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスの周知徹底を図るとともに、当社グループにおける法令の制定・改正等の情報伝達、各種法務マニュアルの整備等を通じて、業務における法令遵守の環境を整えております。また、法令違反等を未然に防止・改善するため、「コンプライアンス・ヘルプライン窓口」(内部通報窓口)を設置しており、社内直接受け付ける窓口の他、外部の弁護士が受け付ける窓口(外部通報窓口)をあわせて設置しております。通報窓口へ通報された内容は社内の対応部門へ報告されると共に、経営陣から独立した判断ができるよう、当社の常勤監査役にも報告される体制となっております。

(4) 内部監査体制

内部監査部門の独立性・公平性を確保するため、グループ内部監査部を設置しております。グループ内部監査部は当社及び子会社等の業務全般にわたり内部監査を実施し、管理・運営の制度及び業務遂行状況を合法性・合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価し、業務の改善を促進させる体制をとっております。

(5) リスク管理体制

当社は、経営目的の達成を阻害する損失の危険を統括的に管理するため、全社の重大リスクを把握し、対策の実施等を優先度に応じて計画的かつ継続的に行っております。主要なリスクについては、「リスク管理基本規程」に基づき個別リスクごとの主管部署を定め、「リスクマネジメント委員会」において当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理しております。

また内部監査によりリスク管理体制及びリスク管理業務の十分性を確認するとともに、重大リスクに関する監査を優先度に応じて計画的に実施しております。緊急かつ重大な損失の危険が発生・発見された場合は、「緊急時対応基本規程」に基づき適切な情報伝達及び意思決定を行い、被害を最小限に止めるなどの的確な対応を行っております。

(6) 情報管理体制

当社グループの役員が業務上取り扱う情報に関する管理の重要性を認識し適切な管理を実施することを目的として「情報管理基本方針」及び関連諸規程を定め、情報の共有化による業務の効率化、秘密漏洩防止、適切な情報開示に努めることとしております。

取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務の執行に係る情報についても適切に保存・管理し、取締役及び監査役は必要に応じて常時これらの保管文書を閲覧できるものとしております。

電子情報等については別途「情報セキュリティ細則」を定め、情報管理責任者による利用監視や端末利用に関する規則等、役員が遵守すべき事項を定めております。

また、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止することを目的として「内部者取引防止規程」を定めております。

(7) グループ内の内部統制システム体制

連結企業集団としての当社グループにおける業務の適正確保及びコンプライアンス経営の徹底等を目的として、「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」を定め、当社グループ全体におけるコンプライアンス経営の浸透に努めてまいります。

グループ全体の経営管理については、連結企業集団としての目標・方針・事業計画を協議調整し、当社グループ各社に共有化を図ることとしております。

経営管理については、子会社と締結するグループマネジメント委託契約書に則り、会議体及び個別の協議、連絡の場を通じて、各社経営または事業運営における進捗状況、重要事項について報告・相談を受けるものとし、必要に応じて助言・指導または承認を行うこととしております。また当社による内部監査を適宜実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた取り組み)

(1) 基本的な考え方

当社はコンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係遮断のために、万一不法・不当な行為や要求に直面した場合には、個人的対応を行わず、担当部署であるグループ総務部に連絡・相談し、組織的対応をするものとしております。具体的には、会社法に基づく内部統制システム「業務の適正を確保するための体制」及

び「東急不動産ホールディングスグループ・コンプライアンスマニュアル」において規定した反社会的勢力に対する行動基準に基づき、「反社会的勢力対応ガイドライン」「反社会的勢力対応の手引き」において、未然防止措置等、実際の手続きを定めております。また、コンプライアンス研修の一部として社員に対する教育・周知徹底を図り、平素から警察・弁護士等外部機関との緊密な関係を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

(1) 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の基本理念・行動指針を実現するために策定された「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」において、すべてのステークホルダーに対して平等・適時・適切な情報開示を行うとともに、企業として適切な広報活動に努め、当社の経営状況及び企業活動についての正しい評価と理解を得るよう努めることを規定しています。

社内体制としては、「分掌事項」「職務権限規程」及び「東急不動産ホールディングスグループ行動基準」に基づき、会社情報の適時開示についてはコーポレートコミュニケーション部、グループ総務部、グループ経営企画部が所管することといたしております。

また、「情報管理基本方針」及び関連諸規程を定め、社外からの開示の要求に適時・適切に対応することを規定するとともに、担当執行役員は情報管理統括責任者として、情報管理全般につき、制度の立案、実施の指導・管理及び定期的な点検並びに就業者に対し定期的な教育活動に努めることといたしております。

当社及び子会社等における決定事項・発生事実に関しては、「グループ経営企画部、グループ総務部、グループ財務部」に伝達、集約される体制を構築しており、東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき、「コーポレートコミュニケーション部、グループ総務部、グループ経営企画部」において総合的に協議・検討を行い、代表取締役社長の承認、また必要に応じて社内決裁を経て、速やかに開示いたします。

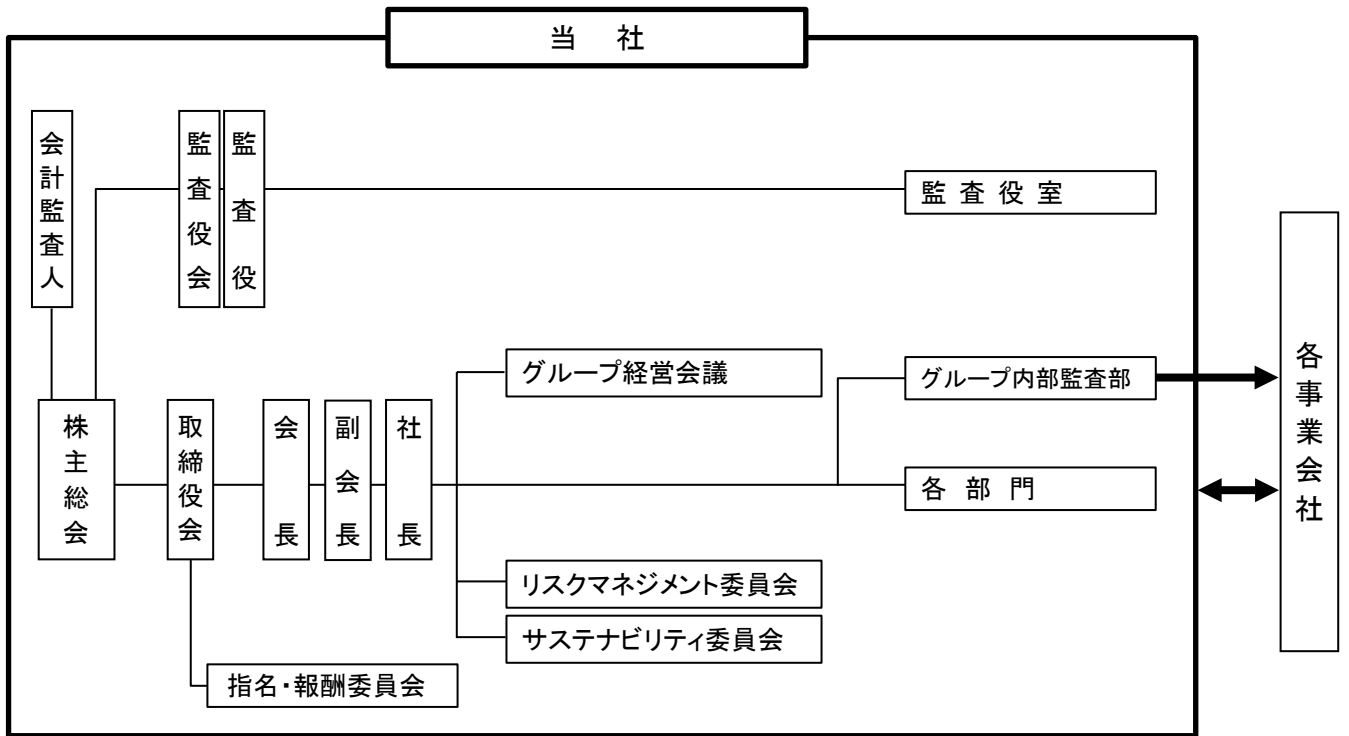
情報開示の手続きについては、原則として東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示を行い、その上で遅滞なく報道機関への発表及びその他法令・諸規則の定める開示手続きを行います。なお、当該情報については、開示後速やかに当社ホームページに掲載いたしてまいります。

また、金融商品取引法に基づく決算・財務情報などの法定開示事項については、コーポレートコミュニケーション部、グループ総務部において作成、社内決裁を経て関東財務局へ提出し、公衆の縦覧に供されております。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能等

経営諸活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から、公正かつ客観的な立場で検討・評価し、代表取締役社長への経営実態の正確な報告を行うこと、及びその結果に基づく情報の提供並びに業務の改善・合理化への助言・提案等を行い、企業の経営目標の効果的な達成に役立てることを目的として、他の部署から独立したグループ内部監査部を設置しております。グループ内部監査部は年度監査計画等に基づき、社内の全ての業務及び法令等に違反しない範囲で関連会社の業務を対象に内部監査を実施、またグループ総務部及びグループ法務部がマニュアル整備、リスク管理研修等を実施して規範遵守を広く推進するなど、適時・適切な情報開示に向け、適正な業務推進の実現を図ってまいります。また、監査役は監査役監査基準に基づき、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況と監視、検証しております。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

